

三重とこわか健康経営カンパニー 認定制度

(ホ ワ イ ト み え)

令和4年度認定分

■ 目的

「三重とこわか健康経営カンパニー(ホワイトみえ)」認定制度は、多くの人々が一日の大半を過ごす**職場での健康づくり**に取り組むため、企業における主体的な健康経営(※)の取組を「見える化」して更なる取組を促進する仕組みです。

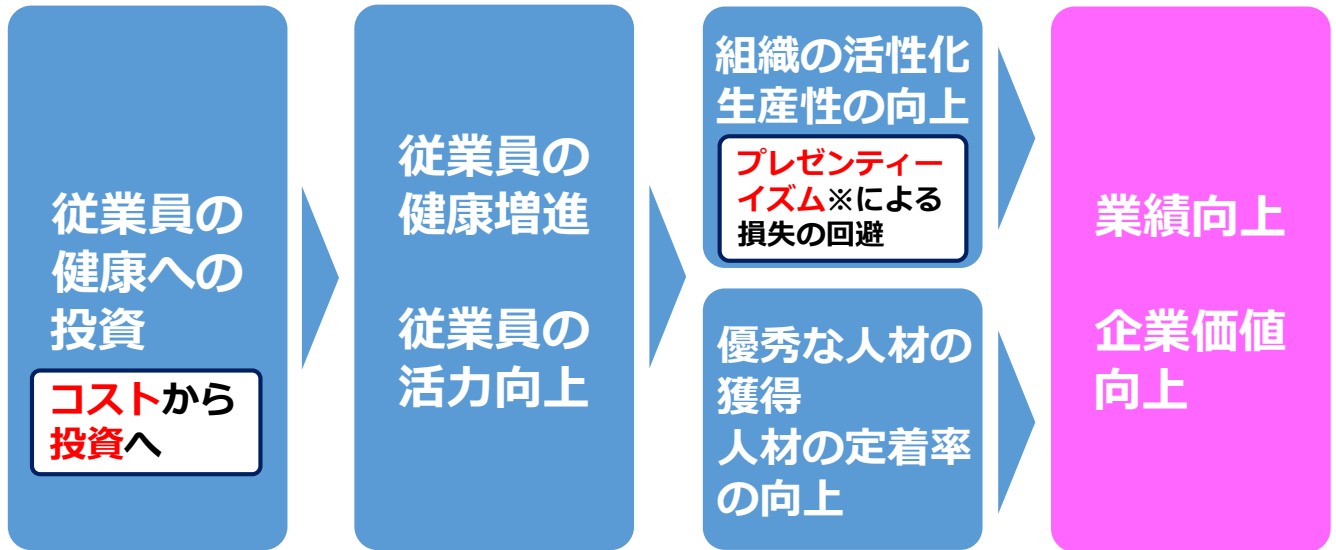
※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。



三重とこわか国体
三重とこわか大会
マスコット「とこまる」

■ 健康経営とは

健康経営とは、**従業員の健康保持・増進の取組**が、将来的に収益性等を高める**投資**であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。



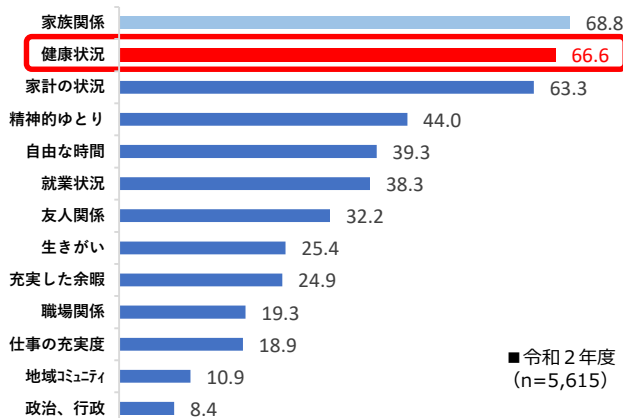
※**プレゼンティーズム**:何らかの疾患や症状を抱えながら出勤し、業務遂行能力や生産性が低下している状態

■ 三重県が健康経営（健康づくり）に取り組む理由

幸福を判断する際に重視する項目

三重県「第10回みえ県民意識調査」

単位：%

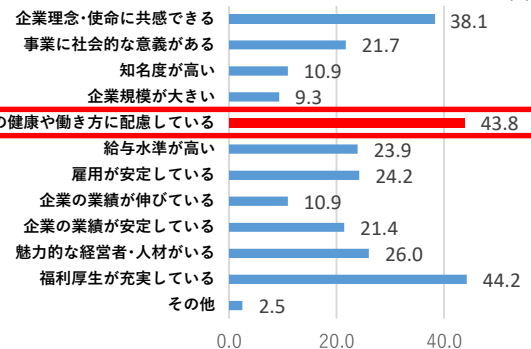


県民の皆さんは幸福を判断する際に**健康状況を重視**している

大学生が就職で重視する条件

平成28年度経済産業省アンケート調査

単位：%



就活生が企業を選ぶ際に重視するのは、企業が**従業員の健康や働き方に配慮**しているかどうか

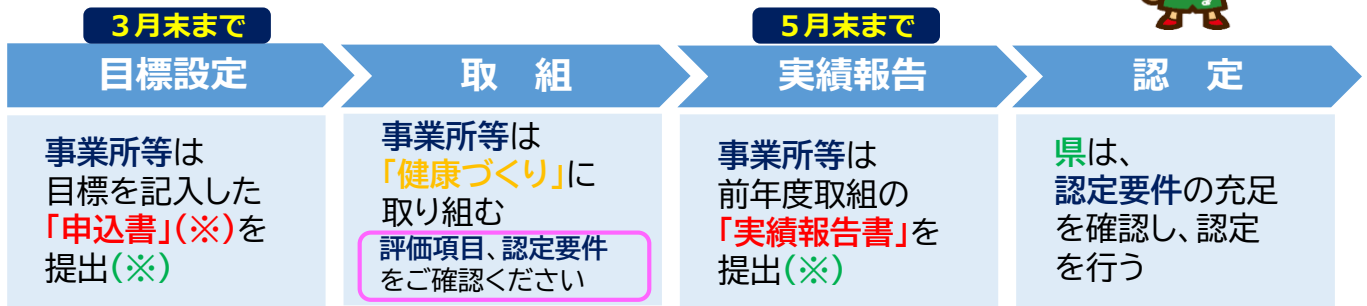
若者に選ばれる三重をめざして

■ 認定対象

三重県内に所在する事業所又は店舗等



■ 認定までの流れ



※協会けんぽ三重支部加入事業所は、健康事業所宣言の「エントリーシート」。

※これまでに本制度への申込をしたことがある事業所等は提出不要。

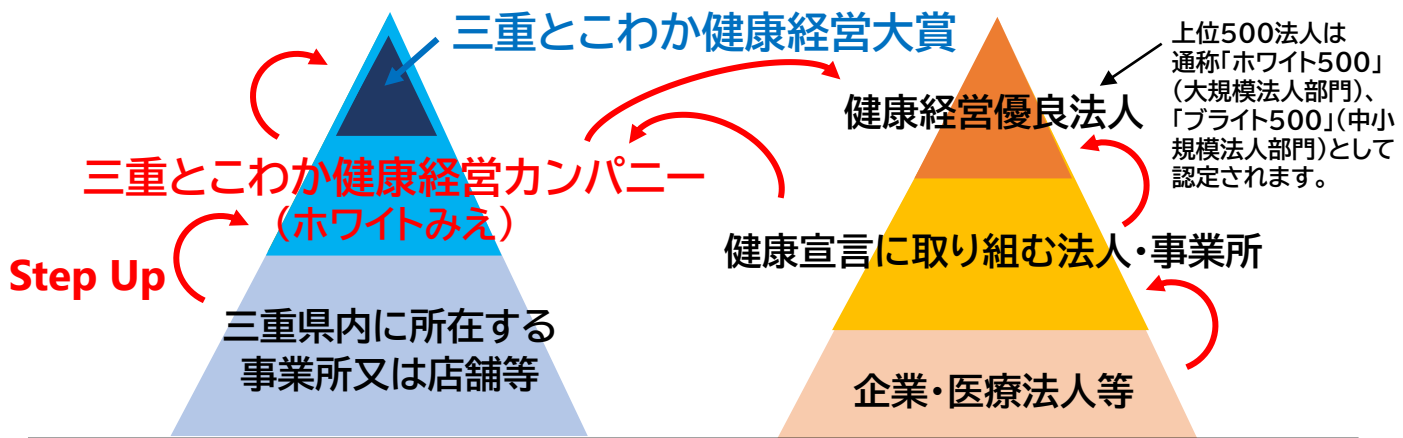
協会けんぽ三重支部加入事業所は協会けんぽ三重支部を通じて、それ以外は事業所等が所在する地域を管轄する県保健所・四日市市を通じて、県(健康推進課)に提出。

■ 認定制度の特徴

- 「見える化」シートの作成により、目標と実績が明確になることで、PDCAサイクルが回り、健康経営の取組が促進します。
- 評価項目は、経済産業省・日本健康会議の健康経営優良法人認定制度(中小規模法人部門)に準拠しているため、健康経営優良法人へのステップアップに活用できます。
- 三重とこわか健康マイレージ事業「取組協力事業所」やがん対策等、他の制度に対応しています。

三重とこわか健康経営カンパニー
(三重県)

健康経営優良法人
(経済産業省・日本健康会議)



■ 認定のメリット

- 県のホームページにおいて認定企業名を公表します。
- 認定を受けた証として認定証を交付するとともに、名刺やホームページ等にご活用いただける認定マークを提供します。
- 特に優れていると認められる取組に対する表彰制度「三重とこわか健康経営大賞」へ応募できます。
- 「健康経営を加速させる健康づくりの取組」に要する経費の一部を助成する「三重とこわか健康経営促進補助金」を活用できます。

「三重とこわか健康経営カンパニー2022」評価項目

■三重とこわか健康経営カンパニー「見える化」シート（「見える化」シート（実績報告）を一部抜粋）

評価項目と認定要件は必ず確認してください。

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	令和3年度	令和3年度	
					取組目標	取組実績	
1	経営理念・方針(経営者の自覚)		健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健康診受診	必須			
2	組織体制		健康づくり担当者の設置	必須			
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健康診断のデータの提供	必須			
3	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	必須			
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記 ①~⑯のうち 4項目以上			
			②-1受診勧奨の取組(②-2、②-3以外)				
			②-2がん検診の受診勧奨の取組				
	②-3がん精密検診の受診勧奨の取組						
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	④管理職又は従業員に対する教育機会の設定				
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取組				
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取組				
		病気の治療と仕事の両立支援	⑦-1病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取組(⑦-2、⑭以外) ⑦-2がんの治療と仕事の両立の促進に向けた取組				
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的な対策	保健指導	⑧保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取組				
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑨食生活の改善に向けた取組				
			⑩運動機会の増進に向けた取組				
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取組				
		感染症予防対策	⑫従業員の感染症予防に向けた取組				
		過重労働対策	⑬長時間労働者への対応に関する取組				
		メンタルヘルス対策	⑭メンタルヘルス不調者への対応に関する取組				
インセンティブ		⑮従業員に対してインセンティブを提供する取組					
受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取組	必須					
4	評価・改善		⑯健康経営の取組に対する評価・改善				
5	法令遵守・リスクマネジメント		定期健診を実施していること				
			保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施	必須			
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること<注3> 従業員健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと	必須			

ここに記入することにより
PDCA
が回せるようになります

特定健診を含む

歯科健診を含む

がん対策の取組を「見える化」

不妊治療への配慮を含む

企業のメンタルヘルス対策

三重とこわか健康マイレージ事業「取組協力事業所」を含む

三重とこわか健康経営大賞の応募項目にもなります

提出先一覧

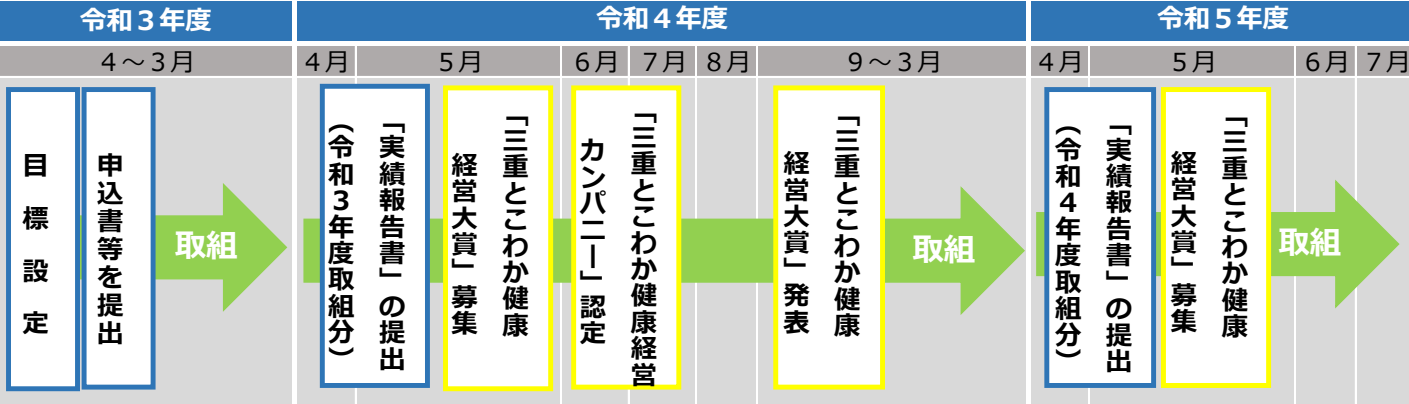
■協会けんぽ三重支部加入事業所

名称	所在地	電話	FAX
全国健康保険協会三重支部 企画総務グループ	〒514-1195 津市栄町4-255 津栄町三交ビル	059-225-3317	059-225-3366

■上記以外の事業所又は店舗等

事業所の所在地	名称	所在地	電話	FAX
桑名市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、 三重郡	桑名保健所	〒511-8567 桑名市中央町5-71	0594-24-3625	0594-24-3692
四日市市	四日市市 健康づくり課	〒510-8601 四日市市諏訪町1-5	059-354-8291	059-353-6385
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿保健所	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	059-382-8672	059-382-7958
津市	津保健所	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	059-223-5184	059-223-5119
松阪市、多気郡	松阪保健所	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0531	0598-50-0621
伊勢市、鳥羽市、 志摩市、度会郡	伊勢保健所	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5137	0596-27-5253
名張市、伊賀市	伊賀保健所	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8045	0595-24-8085
尾鷲市、北牟婁郡	尾鷲保健所	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3454	0597-23-3449
熊野市、南牟婁郡	熊野保健所	〒519-4324 熊野市井戸町383	0597-89-6115	0597-85-3914

■スケジュール



お問い合わせ

三重県医療保健部健康推進課

TEL:059-224-2294 FAX:059-224-2340

E-mail:kenkot@pref.mie.lg.jp

http://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/index.htm

様式ダウンロード



三重県 健康経営

検索